

## 国際シンポジウム・パネリスト報告・4

## 日本海における海洋資源の共同利用について

南 卓志（水産庁日本海区水産研究所）  
国際海洋資源研究官

## 1 日本海の漁業資源

日本海は、面積約130万平方メートル、周囲をユーラシア大陸と日本列島に囲まれた太平洋の付属海（縁海とも呼ばれる）で、ロシア、北朝鮮、中国、韓国、日本の諸国に囲まれている。日本海において漁業を行っているのもこれらの諸国で、ここで生産される水産資源を各国が利用してきた。

日本海は、面積が狭く、その深層部は3,695メートル、平均深度が1,350メートルと深い海で、大陸棚や陸棚斜面が少ないため、漁業資源の生産や、漁業の展開には必ずしも有利な地形的条件を有していないが、南からの対馬暖流や北からのリマン海流により、暖流性の魚介類や寒流性の魚介類が運ばれ、また、暖流と寒流の境界における高い生産力を生物が利用することによりカラフトマス、サクラマス、サンマ、スルメイカなどの漁業資源が生産されている。

日本海の漁業資源としては、暖流性浮魚類としてマイワシ、マサバ、マアジ、ブリ、カタクチイワシ、トビウオ類、サンマ、クロマグロ、ソウダガツオ類、シイラ、トラフグ、スルメイカなどがあり、暖流性底魚類としてはニギス、タチウオ、マダイ、ヒラメ、カワハギ、ウマヅラハギなどがある。寒流性浮魚類にはシロザケ、サクラマス、カラフトマスなどがあり、寒流性底魚類では、スケトウダラ、マダラ、ホッケ、ハタハタ、アカガレイ、ヒレグロなどの魚類や、ズワイガニ、ベニズワイ、ホッコクアカエビなどの甲殻類があげられる。

これらの魚介類の分布状況を見ると、魚類によっては各国の200海里内に分布が限られている場合もあるが、多くの魚種では日本列島の周囲のみならず朝鮮半島東岸、沿海州に分布が連なっており、これらの漁業資源を環日本海諸国が共同で利用している場合が多い。

日本海における環日本海各国による漁獲の状況について、詳しい正確な情報は入手できていないが、日本が123万トンを漁獲した1988年（昭和63年）には日本海全土で約250万トンが漁獲されたという報告もあるが、正確なところは不明である。とくに、北朝鮮による漁獲の実態はわからない。

日本海における日本による漁獲量は、一時は100万トンを超していたが、近年では、70万トン台に落ち込んでいる。これはマイワシの漁獲量が減少したことが大きく影響している。そのほかの魚種もほとんどが漁獲量の減少をくいとめることができず、水産資源の状況は悪化していると推測される。とくに、ズワイガニは、1980年頃には5千トン近くの漁獲量であったが、近年では3千トンを下回る。また、ベニズワイでも1980年台には5万トン以上の漁獲量であったが、近年では2万5千トンとほぼ半減している。

韓国による漁獲物は、スケトウダラ、ズワイガニ、ベニズワイ、マサバ、カタクチイワシ、ハタハタ、サンマ、スルメイカなどである。

ロシアによる漁獲物は、マイワシ、スケトウダラ、ホッケ、カレイ類、ズワイガニなどである。

北朝鮮による漁獲物について正確な資料はないが、スケトウダラ、カタクチイワシ、マイワシ、マサバ、ブリ、スルメイカ、ハタハタ、ホッケなどを漁獲しているようである。

このように、各国で漁獲対象種の重要度は異なるものの、共通する魚種を漁獲しており、日本海の水産資源を共有していることがわかる。

## 2 資源管理の状況

昭和52年にソ連が200海里水域を設定したことにもない、日本も200海里漁業専管水域を設定したが、韓国との間には旧日韓漁業協定（昭和40年に締結）の

存在から200海里水域内における主権的権利の行使を行わないこととしてきた。

こうした中、平成6年11月に、領海、公海、排他的経済水域、深海底の開発等の海洋に関する権利義務等を網羅した、国連海洋法条約が発効することになり、韓国は平成8年1月に、日本は平成8年6月に「国連海洋法条約」の締結国となった。その後、韓国との間には、本年1月22日に新しい「日韓漁業協定」が発効した。新漁業協定においては、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域における資源状況等を考慮して相手国に対する漁獲割当量、操業条件等を決定し、許可や取締まりを行うこととされた。日本海には、日韓双方が旗国主義のもとで操業しうる暫定水域を設け、これらの暫定水域においては、日韓漁業共同委員会の協議を通じて適切な漁業管理を行うこととされた。現時点では、日本海の日韓暫定水域の資源管理について、具体的な方策を両国で検討するに至ってはいないが、現在、そのための協議が続けられている。

### 3 今後に向けて

日本海において漁業資源を環日本海諸国で共同有効(友好)、利用するためには、各国による水産資源の管理が必要であることはもちろんあるが、それ以前に、資源管理の基礎となる漁業対象種の生態の解明、資源量の把握、海洋構造の解明など基礎的な研究成果の集

約と検討が必要であろう。各国がこれまでに蓄積してきた資源の生態や資源状況に関する知見の整理や公開、交換などを行うことにより、共同で資源管理を行ううえでの基礎的知見の充実を図り、今後の資源管理に利用することが可能になる。とくに最も重要なのは、漁獲量資料の整備と集約であろう。先に記したように、日本海における漁獲量は、十分に把握されておらず、北朝鮮や中国の日本海における漁獲量の詳細が明らかになることは資源状況の解析に不可欠であろう。

海中の漁業資源の量を把握するのはきわめて難しい課題であるが、各国の英知を集めてこれに取り組めば、資源量の推定手法には格段の飛躍が得られると思われる。

複数国による漁業資源の管理については、EUによる先例がある。EC加盟国は、1982年に国連海洋法条約が成立すると、EC加盟国の経済水域を共通水域として設定し、1983年には28魚種、120系群についてTAC(漁獲可能量)を決定し、それを国別の漁獲割り当て量(クオーター)に配分することとした。TACは、毎年ICES(International Council for the Exploration of the Sea)が勧告し、各国が独自に責任をもって漁獲量が配分量を越えないように監視するシステムである。

環日本海諸国による資源の共同管理に至る道のりはまだ遠いが、狭い日本海の水産資源の枯渇を招かないうちに、一步でも前進することが急務である。